

愛知県グリーン配送実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げるエコカー導入作戦及び「あいち地球温暖化防止戦略」に掲げるグリーン配送の促進に関し、愛知県がグリーン配送を実施することでこれらの戦略を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「愛知県グリーン配送適合車」(以下「適合車」という。)とは、「あいち新世紀自動車環境戦略」に定める次のエコカーとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) 天然ガス自動車
- (4) メタノール自動車
- (5) ハイブリッド自動車
- (6) LPG貨物自動車
- (7) 低排出ガス認定車かつ低燃費車

2 この要綱において「グリーン配送」とは、愛知県(県内に存在する全ての地方機関を含む。以下「県」という。)が締結する物品売買契約の一方の当事者である事業者(以下「納入業者」という。)が、物品を調達する機関(以下「調達機関」という。)への物品の配送業務(配送委託を受けた事業者が行う場合を含む。)に自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合に、適合車を使用することをいう。

3 この要綱において「納入業者等」とは、納入業者又は納入業者の委託を受けて配送を行う事業者をいう。

(実施方法)

第3条 調達機関は、調達しようとする物品の売買契約書にグリーン配送に努める旨を記載し、入札又は発注(以下「入札等」という。)にあたり、納入業者等に示すものとする。

なお、売買契約書を作成しない場合にあつては、入札等にあたり、グリーン配送に努める旨を納入業者に指示するものとする。

また、請書を徴する場合にあつては、請書にグリーン配送に努める旨を納入業者に記載させるものとする。

2 グリーン配送を実施する納入業者等は、知事に対し愛知県グリーン配送使用車両届出書(様式第1)を提出するものとする。また、既に当該届出書を提出している納入業者等において、新たに適合車を追加しグリーン配送に使用するとき、愛知県グリーン配送使用車両届出書を提出するものとする。

3 納入業者等から愛知県グリーン配送使用車両届出書の提出があったときは、知事は適合車台数分の愛知県グリーン配送適合車ステッカーを交付するものとする。

4 ステッカーの交付を受けた納入業者は、適合車にステッカーを貼付するものとする。

5 知事は、納入業者等に対し、グリーン配送の実施に当たり必要な調査等を実施することができるものとする。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、グリーン配送の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(様式第1)

平成 年 月 日

愛知県知事殿

住 所
法人名又は名称
代表者氏名

愛知県グリーン配送使用車両届出書

愛知県グリーン配送実施要綱第3条第2項の規定に基づき、グリーン配送に使用する車両を下記のとおり届け出ます。

記

	低公害車の種別	台
エコカー	燃料電池自動車	
	電気自動車	
	天然ガス自動車	
	メタノール自動車	
	ハイブリッド自動車	
	LPG貨物自動車	
	ハイブリッド車を除く低排出ガス認定車かつ低燃費車	
	新長期規制適合車のうち、車両総重量が3.5tを超えるトラック・バスであって、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車を除く自動車	
	新短期規制適合車のうち、車両総重量が3.5tを超えるトラック・バスであって、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定車かつ低燃費車、新長期規制適合車を除く自動車	
合 計		
(参考)低公害車以外の自動車		
(参考)事業の用に供する自動車		
入札参加資格申請 受理票整理番号		
主な納入物品		
担当者所属部署		
担当者氏名		
担当者連絡先(電話番号)		
備考		